

3 2.平成18年度全国都道府県並びに政令指定都市 修学旅行実施基準概要

海外修学旅行実施基準は別掲。

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
北海道	小中普	} 市町村教育委員会の定める基準による						3名まで2名、10名まで3名、27名まで4名、54名まで5名、以降27名増すごとに1名	
	高普	5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内	必要最小限度	最終学年又は前年		日本国内	20名まで3名、40名まで4名、67名まで5名、94名まで6名、以降27名増す毎に1名増		
	養護	小中	1泊2日以内	"	第6学年		全行程500km程度	3名まで4名、5名まで5名、7名まで6名 重複・訪問生徒、肢体不自由は2倍	
		中高	3泊4日以内		第3学年		全行程1200km程度		
青森県	小中普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
	高普	5泊6日以内	規定なし	規定なし	70%を原則	規定なし	30名につき1名+150名につき1名(特殊学級は+1名)	教育庁と事前協議	
	養護	小中	2泊3日以内	"	"	100%を原則	"	障害の程度により弾力的に対応	
		中高	3泊4日以内			70%を原則			
岩手県	小中普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
	高普	5泊6日以内 国外は県教委と協議	85,000円以内 国外は県教委と協議	規定なし	規定なし	限定しない	生徒30人につき1名+1名	海外修学旅行については保護者から文書で同意を得る	
	養護	小	1泊2日以内	規定なし	"	"	県内及び隣接県 県内、東北、日光、東京地区、北海道道南地区	児童生徒4名につき1名、さらに児童生徒8名につき1名の割合で寄宿舍指導員等を加える	高校に準ずる。
		高	5泊6日以内	85,000円以内			限定しない		
宮城県	小中普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
	県立中	2泊3日以内	50,300円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	実施校一任	20名につき1名、40名以下のとき2名		
	高普	4泊5日以内	<経費の標準> 85,000円			関西、沖縄方面が多い			
	養護	小	1泊2日以内	20,300円	"	"	県内・隣県が多い 千葉・東京方面	実態に応じて定める	
高		4泊5日以内	85,000円	関西、北海道、沖縄方面					
秋田県	小中普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
	県立中	3泊4日以内	目的達成のための必要 最小限度の額	最終学年又はその前年	原則として全員参加	規定なし	30人につき1名+1名+責任者1名		
	高普	4泊5日以内		在学中1回					
	養護	小中		規定なし	3年又は2年	原則として全員参加	規定なし	生徒の実態に応じた適切な数(養護教諭またはこれに代わる者を含める)+責任者1名	
高		4泊5日以内							
山形県	小中普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
	高普	3泊4日以内	規定なし (保護者の過重負担を避ける)	規定なし	原則、全員参加	規定なし	規定なし	航空機利用付帯条件なし。 海外修学旅行については、事前に担当課と協議。	
	小	1泊2日以内							
	養護	小	3泊4日以内	"	"	"	"		
高		4泊5日以内							

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考							
福島県	小	普	日帰りを原則。実情により1泊2日も可	市町村教育委員会の定める基準による											
	中	普							2泊3日以内。実情により3泊4日も可						
	高	普	4泊5日以内						保護者の負担過重とならないよう配慮する	規定なし	原則として、全員参加	限定しない	1~3学級/学級数+2名 4~7学級/学級数+3名 8学級以上/学級数+4名 参加人数÷30名+2名	実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長に提出する。	
	養護	小	普						日帰りを原則。実情により1泊2日も可	日帰20,000円程度 泊 40,000円程度	"	"	規定なし	原則として参加児童生徒の3分の2で小第1位を切り上げた人数以内、重複障害学級(訪問学級を含む)については、参加児童生徒数に3人を加えた人数以内	障害の状況に応じて保護者の付添い有り。 海外修学旅行は保護者の同意を得る。
		中	普						2泊3日。実情により3泊4日も可	70,000円程度を限度					
		高	普						4泊5日以内	100,000円程度を限度					
茨城県	小	普	日帰り又は1泊2日	規定なし	6年：原則、最終学年	原則として全員参加	規定なし	当該学年の学級数を基準としてそれに、学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える							
	中	普	2泊3日以内		3年：原則、最終学年										
	高	普	4泊5日以内	"	2年又は3年 3年又は4年	大多数が参加できるもの	日本国内全域	おおむね30人につき1名							
	盲・聾・養護	小	普	1泊2日	"	最終学年又はその前学年	"	規定をしない	おおむね参加児童生徒2人に1人の割合						
		中	普	2泊3日以内											
		高	普	4泊5日以内											
栃木県	小	普	市町村教育委員会の定める基準による												
	中	普	市町村教育委員会の定める基準による												
	高	普	4泊5日以内(110時間)以内	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費については教育委員会が別に指示する。	第2学年又は第3学年 第3学年次以降とする	原則として全員参加	規定なし	生徒20名につき1名+校長+養護教諭							
		小	普		1泊2日以内					第5学年又は第6学年					
		中	普		2泊3日以内					第2学年又は第3学年					
養護	中	普	4泊5日以内(110時間)	第2学年又は第3学年	"	規定なし	盲・聾・養護学校については、適正な数とし、教育委員会が別に指示する								
	高	普													
群馬県	小	普	市町村教育委員会の定める基準による												
	中	普	市町村教育委員会の定める基準による												
	中等教育学校(前期課程)														
			2泊3日以内	規定なし	原則として第3学年	在籍数の90%以上	規定なし	規定なし							
	中等教育学校(後期課程)														
	高等学校の基準を準用する														
	高	普	4泊5日以内(120時間以内) ただし海外は144時間以内	方面別標準経費を示して指導	原則として第2学年以上	在籍数の80%以上	規定なし	(1)1学級に対して1名ないし2名の引率とする。ただし、1学級で実施する場合及び海外修学旅行を実施する場合は、その合計人数に1名を加えることができる。 (2)宿泊を要する修学旅行にあっては、引率責任者は原則として校長又は教頭とし、上記引率者の数の枠外とする。 (3)養護教諭又は養護助教諭が同行する場合及び特殊教育諸学校における修学旅行で重度障害の児童生徒が参加するため、特に必要とされる引率指導者はそれぞれの引率指導者の数に加えることができる	【航空機利用】 1.目的を達成するための交通手として必要がある場合。 2.参加生徒及び保護者の同意が得られていること。 3.緊急事態に十分対応できる方策が講じられていること。						
					原則として第3学年以上					在籍数の70%以上					
	特殊	小	普	1泊2日以内	規定なし	6年	在籍数の90%以上	規定なし	1学級につき1~2名						
		中	普	2泊3日以内	"	3年	"	"	"						
高		普	高等学校の基準を準用する												

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
千葉県	小中普	市町村教育委員会の定める基準による							
	高普	4泊5日以内	本州内 85,000円以下 それ以外100,000円以下	規定なし	80%以上 70%以上	規定なし	学級数×1.5+2+(1) (1)は、8学級以上のみ養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること		
	養護	小中	航空機使用の場合 81,000円	6年	原則として全員参加 "	規定なし	児童生徒3人につき1名+校長+養護教諭	航空機を利用する場合は前年度中に教育委員会と協議する。	
		3年							
高	原則日帰り 3泊4日可	3年	80%以上						
埼玉県	小普	1泊2日以内	目的の達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	85%を下らない	規定なし	児童・生徒15~30人に対し教員1名(引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠)		
	中普	2泊3日以内(72時間以内)							
	県立中	中学校の基準を準用する							
	高普	4泊5日以内(120時間以内)	81,000円以内	中高学年	70%を下らない	北海道、本州、四国、九州	生徒15~30人に対し教員1名(引率責任者、保健責任者は別枠)	航空機を利用する場合は、参加生徒及び保護者の同意を得る。航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。	
養護	小中	1泊2日以内 2泊3日以内(72時間以内)	目的の達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	85%を下らない	規定なし	児童・生徒5人に対し教員1名(引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠)	航空機を利用する場合は、参加生徒及び保護者の同意を得る。航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。	
	高	4泊5日以内(120時間以内)							81,000円以内
東京都	小普	日帰り	規定なし	第6学年	原則として全員参加	規定なし	必要にして十分な引率者を決める		
	中普	7時間以内	保護者の負担過重を避ける	第3学年	"	"	学校長の判断による		
	高普	9時間以内	国内76,000円以内 海外100,000円以内	第2学年9月以降 第3学年9月以降	"	規定なし 海外修学旅行は、治安・衛生・交通機関等の状況が良好であり、修学旅行のねらいが達成できる地域	学校長の判断による		
							養護	小中	日帰り
	中	7時間以内	"	第3学年	"				
高	9時間以内	"	第2学年9月以降	"					
神奈川県	小中普	市町村教育委員会の定める基準による							
	高普	4泊5日以内	適切な額	在学中	80%以上の参加 60%以上の参加	慎重に検討して選定	学級数×1.2+2		
	養護	小	1泊2日以内	"	最終学年	80%以上の参加	"	《2+(参加児童生徒数÷5)》名	1.長時間の鉄道・バス・船舶の利用については慎重に行なうこと。 2.高等部の修学旅行における航空機利用についての空港は、新千歳・函館・福岡・長崎・那覇の5空港に限る。航空機利用の場合は、2泊3日以内とする。
		中	在学通し2泊3日以内		規定なし				
高	在学通し3泊4日以内								
山梨県	小中普	各市町村(組合)教育委員会の修学旅行・遠足・その他の校外行事の基準に関する規則で定める							
	高普	5泊6日以内	規定なし	2年又は3年	10分の8以上	国内全域	30名につき1名以上+管理職	「航空機利用書」の提出。海外修学旅行については、別に通知を出し費用、保護者の同意、安全面への配慮を促している。	
				3年又は4年					
	養護	小中	2泊3日以内	"	原則、最高学年	10分の8以上 やむを得ない場合はこの限りではない	近接都県	4名につき1名以上+管理職	
高		3泊4日以内	関東、中部、近畿						
高	5泊6日以内					国内全域	6名につき1名以上+管理職		

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
長野県	小 普	1泊2日以内	規定なし	6年	原則として全員参加	規定なし	およそ学級数×2+責任者+養護教諭		
	中 普	2泊3日以内(地域の事情により84時間以内)		3年					
	高 普定	3泊4日(108時間以内)	"	最高学年あるいはその前学年(後期)	原則として全員参加	"	20~30人につき1名		
	養護	小 中 高	1泊2日以内 2泊3日以内 3泊4日以内	"	6年 3年 3年	原則として全員参加	"	およそ学級数×2+責任者+養護教諭	航空機利用は、実施6ヶ月前までに県教委の承認を得ること。
新潟県	小 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
	県立中学校及び中等教育学校(前期課程)								
		1学年、2学年は日帰り、3学年は2泊3日以内(車中泊を含む)	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回(宿泊を要するもの)	原則、全員参加	規定なし			
	高 普定	5泊6日以内(車中泊含む) 原則として5泊6日以内	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回	原則、全員参加	規定なし	1学級につき3名、1学級増すごとに1~2名増	航空機利用の場合、経費は航空機を利用しない場合と同程度	
養護	小 中 高	小、中、高等学校に準拠						1学級につき5名、1学級増すごとに1名又は2名増、基準表(略)による	小、中、高等学校に準拠
富山県	小 普	規定なし	規定なし	規定なし	原則として全員参加	規定なし	30名につき1名+校長(又は教頭)+養護教諭	市町村教育委員会に一任。	
	中 普	3泊4日以内	規定なし	規定なし	原則として全員参加	規定なし	60人までは2名とする。超過する人数30人につき1名増可	特殊学級の生徒が参加する場合は特殊学級担任が参加する	
	高 普定	4泊5日以内	"	規定なし	規定なし	"			
	養護	小 中 高	1泊2日以内 3泊4日以内 4泊5日以内	過重とならないよう配慮すること	"	"	"	障害の状態・日程、参加者数に応じて 中学部...中学校修学旅行実施基準に準ずる 高等部...高等学校修学旅行実施基準に準ずる	
石川県	小 普	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと	積立金によることを原則とする	最上学年又はその前学年(前学年との合同も可)	80%以上	県内	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	障害児学級の引率教員数は5人につき1名。	
	中 普	3泊4日以内	"	最上学年又はその前学年	"	規定なし			
	県立中 市町立中学校の基準に準ずる								
	高 普定	4泊5日以内	"	"	"	"	"	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	海外修学旅行にあつては、県教委と学校指導課と協議の上、さらに2名を限度として加えることができるものとする。海外修学旅行の引率者は原則として学校長とする。
養護	小 中 高	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと 3泊4日以内 4泊5日以内	"	最上学年又はその前学年(前学年との合同も可) 最上学年又はその前学年 "	"	県内 規定なし "	児童・生徒数5人につき1人を規準とすること。ただし、重度・重複障害の児童生徒の安全を確保する上で必要な最小限度の数を加えることができるものとする	高等学校と同じ。	

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
福井県	小中普	各市町村教育委員会の判断とする								
	高普定	110時間以内	必要最小限の額	最上学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし	少なくとも2名以上とする。生徒30人につき1名を標準			
	養護	小	34時間以内	家庭の経済的負担を考慮した額	6年又は5、6年	"	本県を中心とした近隣府県 中部、近畿、関東方面	盲・ろう学校、4人につき1名。養護学校3人につき1名		
		中	58時間以内		3年又は2、3年					
高		82時間以内	最上学年又はその前学年							
岐阜県	小普	1泊以内	規定なし	規定なし	原則全員参加	規定なし	児童20人につき1名+責任者。分校参加は教員1名増	特殊学級は普通学級に同じ。引率者は担任1名+教員1名		
	中普	原則として2泊3日以内					生徒25人につき1名+責任者1名			
	高普定	原則として3泊4日以内	"	"	"	"	生徒30人につき1名+責任者2名			
	養護	小	1泊以内	"	"	"	"	5人につき責任者・教員・寄宿舍指導員各1名		
		中	原則として2泊3日以内							
高	原則として3泊4日以内									
静岡県	小中普	1泊2日～3泊4日程度	規定なし	規定なし	身体的な理由等で参加困難な者以外は全員参加	規定なし	原則として1学級2名以内	障害児学級は普通学級に同じ		
	県立中	規定なし	高等学校の基準に準ずる	規定なし	原則として、当該学年生徒全員を参加させるものとする	目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮して決定する	1クラスにつき2人+養護教諭+責任者	航空機利用は保護者の理解・同意が得られるようにする。		
	高普定	規定なし	67,000円程度	-	原則として、当該学年生徒全員とする	目的を踏まえ、学校・学科の特色や実態及び日常の学習活動との関連を十分考慮する				
	盲小	1泊2日以内	規定なし。 ただし、保護者の負担を考慮し費用の削減を図る	6学年が原則	3学年又は2学年9月以降		目的地や見学場所は、日常の学習活動との関連及び児童生徒の障害の実態を考慮し、修学旅行を通して効果的な体験学習や情操教育等が深められるよう、十分検討の上選定する	当該学年の担当教員+養護教諭(これに準ずる者)+責任者(管理職又はそれに準ずる者)	病弱養護、肢体不自由養護については、必要に応じて看護師の付添いを認めている。活動内容や日程・移動等の計画の際は児童生徒の障害に配慮するよう指導している。	
	聾中	2泊3日以内								
	養護高	4泊5日以内								
愛知県	小普	1泊2日以内	保護者の負担を考えてその軽減に努める	最上学年	全員参加をたてまえとする	郷土を中心とした近隣府県	責任者1名。 右の区分による教員数を標準とする。ほか保健関係者1名を加えることができる	1学級2名 2学級3名 3学級4名 4学級5名 151名以上は6名 5学級6名 181名以上は7名 6学級7名 211名以上は8名		
	中普	2泊3日以内				中部、近畿、関東地方		1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名 11学級18名		
	高普定	国内3泊4日以内	国内65,000円以内	3年又は2年 4年又は3年	原則、全員参加(80%以上)	限定しない	1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名			
	養護	小	1泊2日以内	小学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	近隣府県の範囲	盲・養3人、ろう4人 盲・養4人、ろう5人 盲・養4人、ろう6人	責任者1名+保健担当者1名	重度・重複障害の児童生徒参加の場合、その事情を勘案して引率教員数を増やすことができる。
		中	2泊3日以内	中学校に準ずる			中部、近畿、関東地方の範囲			
高	3泊4日以内	高等学校に準ずる	限定しない							

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
三重県	小中	普	-	規定なし	規定なし	原則として全員参加			
	高	普	-						
	養護	小中高	-	66,000円以内	"	三重県立学校修学旅行等実施要綱による	いたずらに遠隔地を選ぶことなく、学習目的に即応した適地を精選	<高等学校>海外修学旅行については、別途基準を設けている。	
		小	1泊2日以内	20,500円以内					
	中	2泊3日以内	55,900円以内						
	高	4泊5日以内	66,000円以内						
滋賀県	小中	普	} 市町村教育委員会が定める基準						
	県立中		3泊4日	県教育委員会が年度当初に、次年度実施の基準額を示す	最上学年又は前学年	-	-	1.5~2人(1クラス)	
	高	普	4泊5日	口頭で84,000円以内を提示	最上学年又は前学年	原則、全員参加	規定なし	学級数(1.5~2)をもとに、学校の実態、旅行の形態等を考慮する。	
	障害児教育諸学校	小中		1泊2日	20,000円程度				参加児童生徒3人につき教職員1人とする。ただし、参加児童生徒が3人以下の場合も少なくとも2人とする。なお、重度の障害児の場合にはこの限りではない。
		高		4泊5日	85,000円程度	"	"	"	
京都府	小中	普	} 市町村教育委員会ごとに実施		6年	全員参加	近畿、東海、中国方面 中国、関東、九州、信州、沖縄方面	約30人につき1名+校長+養護教諭	
					2、3年			"	障害児学級は普通学級に準ずる。引率教職員数は児童生徒の実態による。
	府立中		原則として4泊5日以内	学校行事としての教育活動の意義を考え、保護者の経済的負担等に十分配慮し決定	規定なし	実施の1年前までに教育長に計画書を提出し協議する	-	およそ30人の生徒に1人の教職員が適当	
	高	普	原則として4泊5日以内	保護者の負担が過重にならない範囲	規定なし	全員参加	規定なし	約30人に一人が適当	
	養護	小中高		小学校に準拠 中学校に準拠 高等学校に準拠			"	人数は児童生徒の実態による+管理職+養護教諭	
大阪府	小中	普	} 市町村教育委員会ごとに定める						
	高	普	4泊5日以内	規定なし	第2学年以降 4年課程第3学年以降	原則として、全員参加	規定なし	規定なし	
	養護	小中		1泊2日以内	規定なし	最終学年	"	"	"
		高		4泊5日以内					
兵庫県	小中	普	} 各市町組合教育委員会で指導			原則として全員参加	伊勢、奈良、京都、広島等 沖縄、九州、東京、信州等	各市町組合教育委員会で指導	
	高	普	7日以内	80,000円程度	規定なし	原則として全員参加	規定なし	全日制は25人に1名程度、定時制は20人に1名程度+引率責任者+養護教諭	
	養護	小中		1泊2日以内	20,000円	"	"	"	3名につき1名、盲・聾学校は別に定める
		高		7日以内	80,000円程度 海外は3割増程度				
奈良県	小中	普	} 各市町村教育委員会において指導						
	高	普	4泊5日(上限)	80,000円以内(消費税は別)	規定なし	原則、全員参加	規定なし	規定なし	
	養護	小中		1泊2日	20,000円以内	"	"	"	"
		高		4泊5日(上限)	75,000円以内				

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
和歌山県	小	普	1泊2日	5・6年	原則、全員参加	京都、奈良、京阪神	特に規定なし	特殊学級は普通学級に準ずる。 "	
	中	普	2泊3日(紀北) 3泊4日(紀南)	2・3年		東京方面			
	県立中		3泊4日	70,000円未満	3年	原則、全員参加	関東方面	規定なし	
	高	普	4泊5日以内	74,000円を限度とする	規定なし	"	規定なし	"	航空機利用の場合、教育委員会と事前協議。
	養護	小		小学校に準拠	各校の児童生徒の実態を十分考慮して定める	"	小学校・中学校・高校に準拠。各校の児童生徒の実態を十分考慮して定める	"	航空機利用の場合、教育委員会と事前協議。
		中		中学校に準拠					
高			高校に準拠						
鳥取県	小	普	} 各市町村教育委員会で定める基準						
	中	普							
	高	普	4泊5日以内	保護者の過重負担にならない範囲	最終学年又はその前学年	大多数の生徒参加	規定なし	1学級につき2名を基準 1学級のみ のとき4名、2学級のみ のとき5名	
	養護	小		規定なし					養護学校の場合、2人に1名を原則(重度、重複障害は1人に1名)。盲・ろう学校の場合、小は6人までは2名、6を超える場合は、その超える人数を3で除した数、中は8人までは2名、8を超える場合は、その数を4で除した数、高は10人までは2名、10を超える場合は、その数を5で除した数を加える。いずれも1人未満の端数は切り上げる。ただし、重度・重複障害の児童生徒1人につき1名とする。
中									
高									
島根県	小	普	} 市町村教育委員会で定める基準						
	中	普							
	高	普	5泊6日以内	保護者の経済的負担を考慮する	2、3年が望ましい	原則全員参加	規定なし	30人につき2名、30人増すごとに1名増を原則とする	
	養護	小		"		"	"	別途定める	他の特殊教育諸学校は養護学校と同じ
中									
高									
岡山県	小	普	} 市町村教育委員会の定める基準						
	中	普						1箇学年1学級の時30人につき3名、30人を超えれば4名、1箇学年2学級以上の時2学級5～6名、3学級7名、4学級9名、以下1学級増すごとに1名増	
	高	普	4泊5日以内		2年又は3年	80%以上の参加		30人まで3名、1～2.5人増すごとに1名増とする	新たに航空機を利用する場合、海外で実施する場合、目的地を変更する場合は、県教委と事前に協議するよう指導している。
	養護	小		} 心身の障害の実態に応じている					
中									
広島県	小	普	} 市町教育委員会の判断						
	中	普							
	県立中		3泊4日以内	保護者負担を配慮した適切な額	最終学年又はその前年	全員参加を原則とするが90%程度以上。定時制・通信制は別途考慮	規定なし	学級数×2名+引率責任者1名	海外修学旅行についても基準範囲内で行う。
	高	普	4泊5日以内						
	養護	小		"	"	別途考慮	"	別途考慮する	"
中									
高									

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
山口県	小 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準							
		県立中学校及び中等教育学校(前期課程)							
		2泊3日以内	40,000円以内	定めはないが実態として3年	全員参加がのぞましい	関西以西	高等学校に同じ		
		高等学校及び中等教育学校(後期課程)							
		普 定	5泊6日以内	目的の達成に必要とされる適正な額	定めはないが、実態として2年又は5年次 実態として3、4年	80%以上	特に定めない	30人までは2名、30人を超えるときは(生徒数-30)÷30+2により算出した人数(1人未満の端数を生じたときは1人に切り上げる)。ただし、特殊事情は考慮する	
		養 護	小 中 高	1泊2日以内 2泊3日以内 5泊6日以内	18,000円以内 40,000円以内 目的達成に必要とされる適正な額	実態として6年 実態として3年 実態として2年	全員参加が望ましい 全員参加が望ましい 80%以上	隣接県程度 関西以西 特に定めない	"
徳島県	小 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による							
		県立中							
		3泊4日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし	原則、全員参加。少なくとも8割を超える	安全が確保でき、修学旅行の目的が十分達成できるとともに、経費的に無理のない地域	1学級につき2名を標準とする+団長	実施30日前までに、教育委員会に届け出る。	
		高 普 定	4泊5日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし		事情に応じて考慮		
		育 障 諸 学 児 校	小 中 高	1泊2日を標準 3泊4日を標準 4泊5日を標準	経費の節減に努力すること		規定なし		事情に応じて考慮
	小 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準							
	県立中学校及び中等教育学校(前期課程)								
		3泊4日以内	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ		
	高等学校及び中等教育学校(後期課程)								
		普 定	4泊5日以内	保護者の経済的負担軽減に努める	2年又は3年 4年又は3年	75%以上	規定なし	30人につき1名+引率責任者、養護教諭	
		養 護	小 中 高	1泊2日以内 3泊4日以内 4泊5日以内	"	6年又は5年 3年又は2年	原則として全員参加	近畿・中国又は四国地方 近畿・中国又は九州地方 規定なし	<肢体不自由、盲>2人に1名+養護教諭 <知的障害、病弱、聾>4人に1名+養護教諭 (重複は2人につき1名)
愛媛県	小 中 普	} 市町教育委員会の定める基準							
		中等教育学校(前期課程)							
		4泊5日以内	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	原則として、全員参加	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む		
		高等学校及び中等教育学校(後期課程)							
		全 定	5泊6日以内	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	原則として、全員参加	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む	(注) ただし、特別の事情があるときは教育長と協議のうえ、日数の限度を超えて実施することができる。
		盲・聾・養 護	小 中 高	1泊2日以内 4泊5日以内 5泊6日以内	20,600円以内 55,900円以内 原則104,620円以内	"	"	"	5人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子児童生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
高知県	小 普	}	市町村教育委員会の管理運営規則による					20人以下の場合2人、21人～40人以下の場合3人、41人以上は〔小学校〕参加者数÷40×1.6名〔中学校〕参加者数÷40×1.5名	
	中 普								
	県立中	5日以内	保護者の負担過重とならない必要最小限度の額	規定なし	10分の9以上	規定なし	参加生徒数÷40×1.5名		
	高 普 定	5泊6日以内							原則全員参加 少なくとも2/3以上
	養護	小中	2泊3日以内	-	"	2/3以上	"	〔盲学校・ろう学校〕参加児童生徒数÷5+1 〔養護学校〕参加児童生徒数÷3+1	
中高		4泊5日以内	-	5泊6日以内					
福岡県	小 普	}	市町村教育委員会の定める基準による						
	中 普								
	県立中学校及び中等教育学校(前期課程)	規定なし	個別協議	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上	規定なし	
	高等学校及び中等教育学校(後期課程)	規定なし	77,000円以内	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上	規定なし	
養護	小中	規定なし	16,400円以内	"	原則、全員参加	"	学級数×2.0を下限、ただし総数は3名以上	規定なし	
	中高	規定なし	41,300円以内 77,000円以内						
佐賀県	小 普	}	市町教育委員会の定める基準による						
	中 普								
	県立中	5泊6日以内	規定なし(保護者の負担軽減に努める)	在学中1回	規定なし	規定なし	30人につき1名+保健担当者数(切上)を引率者数(30人未満は2名以上)とする。団長は校長又は教頭(引率者数に含む)		
養護	小中高	}	高等学校に準ずる						
長崎県	小 普	}	市町教育委員会の定める基準による						
	中 普								
	県立中	原則として県立高校と同様の基準。ただし、旅行費用は70,000円以内とする。							
	高 普 定	5泊6日以内	78,000円以内	規定なし	参加率60%以上、休業日は40%以上	規定なし	30人につき1名、最低2名を下回らない。団長は教頭		
養護	小中	1泊2日以内	20,600円以内	"	参加率60%以上	"	実態により別途考慮する		
	中高	2泊3日以内	55,900円以内						5泊6日以内
熊本県	小 普	}	各市町村教育委員会の定める基準による						
	中 普								
	高 普 定	5泊6日以内	79,000円程度	規定なし	2/3以上の参加	規定なし	1～2学級 3人 3～4学級 学級数+1～学級数+2人 5 学級以上 学級数+2人	30日前までに教育委員会と事前協議。航空機の利用については、本人及び保護者の同意が得られていること。欠航・空港着陸地変更の事態に対応できる方策が講じられている場合につき認める。	
	養護	小	1泊2日以内	20,400円以内	"	"	県内又は沖縄を除く九州 九州、山口県、広島県	学級数+1～学級数+2	
中高		2泊3日以内	55,600円以内	5泊6日以内					

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
大分県	小中普	} 市町村教育委員会ごとに規定する							
	高普	5泊6日以内	保護者の負担過重を避ける	3年又は2年	70%	制限なし	50名未満2~3名、50名以上100名未満3~5名、100名以上150名未満4~6名、150名以上200名未満5~7名、200名以上250名未満7~9名、250名以上300名未満8~10名、300名以上400名未満10~12名、400名以上500名未満13~14名 500名以上13名以上		
				4年又は3年					
	養護	小	1泊2日以内	"	6年又は5年	80%	近県	学校の特殊事情を考慮し決める	
中		3泊4日以内	3年又は2年		"	関西以西			
高		5泊6日以内	3年又は2年		70%	制限なし			
宮崎県	小普	1泊2日	保護者の負担過重にならない範囲	卒業学年又は直近学年	原則、全員参加	主として鹿児島中心 主として関西方面		障害児学級は普通学級に準ずる。	
	中普	3泊4日							
		中等教育学校(前期課程)		3泊4日以内	保護者の負担過重にならない範囲	規定なし(前期課程1回限り)	原則として、在籍数の95%以上	規定なし(主として関西)	生徒30人につき1人
		高等学校及び中等教育学校(後期課程)		6泊7日以内	保護者の負担過重にならない範囲	規定なし(後期課程1回限り)	原則として、在籍数の80%以上	規定なし 主として、関西、関東、長野、北海道方面	生徒30人につき1人
養護	小	1泊2日以内	"	"	"	原則として、在籍数の95%以上	主として鹿児島 主として九州管内が中心	児童生徒の実態に応じて、その都度協議する	
	中	3泊4日以内							
	高	6泊7日以内							原則として、在籍数の80%以上
鹿児島県	小普	1泊2日以内	所管教育委員会と協議	規定なし	90%以上	規定なし	規定なし	・障害児学級は通常学級に同じ。 ・航空機利用・船中泊は離島の学校。	
	中普	3泊4日以内							
	高普	5泊6日以内	80,000円以内	規定なし	65%以上	"	"	実施日の20日前までに高校教育課に申請する。	
	養護	小	1泊2日以内	小学校に準拠	"	90%以上	"	"	
		中	3泊4日以内	中学校に準拠					
高	5泊6日以内	高等学校に準拠	65%以上						
沖縄県	小普	1泊2日以内	規定なし	6年又は5年	90%以上	県内	25人につき1名 + 責任者 + 養護教諭	障害児学級は普通学級に同じ 往復航空機利用を認める。	
	中普	3泊4日以内		3年又は2年					
	高普	6泊7日以内	規定なし 保護者負担の軽減	3年又は2年 4年又は3年	70%以上 (希望者制)	関西、関東、長野、北海道	30人につき1名	往復航空機利用を認める。	
	養護	小	1泊2日以内	"	6年	過半数以上	県内 九州内	3人につき1名 + 責任者 + 養護教諭	
		中	3泊4日以内		3年又は2年				関西、関東
高	4泊5日以内								

政令指定都市

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
札幌市	小 普	1泊2日以内	10,000円 (除、交通費・保険料)	最終学年	原則として全員参加	規定なし	人数規定はないが、引率旅費については、北海道教育委員会が示す修学旅行引率旅費配分基準による	車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、バス及びフェリー
	中 普	3泊4日以内	33,500円 (除、交通費・保険料)					
	高 普	5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内	標準額なし	最終学年またはその前年度	原則として全員参加	日本国内	規定なし	-
	養護	小	小学校に準ずる					
	中	中学校に準ずる						
	高	高等学校に準ずる						
仙台市	小 普	1泊2日以内	20,300円以内	最高学年又は前学年		会津若松が多い	40人以下2人以上。40人を超えるときは、超える数の20人までごとに1人を加算。救急看護の心得が有る者を含める	障害児学級は普通学級に準ずる。 航空機利用は申請あれば検討。
	中 普	2泊3日以内	50,300円以内	〃		東京・横浜方面が多い		
	高 普	4泊5日以内	国内85,000円	〃		関西・九州・沖縄が多い		
	養護	小	小学校に準ずる					
	中	中学校に準ずる						
	高	高等学校に準ずる						
さいたま市	小 普	1泊2日以内	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して適正な額とする	最終学年又はその前学年	実施人数の85%を下らない	指定無し	参加児童・生徒15～30人に対し教員1人を基準とする。ただし、引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする	特に必要と認める場合は、実時間72時間を超えない範囲で車中泊1泊を加えることができる
	中 普	2泊3日以内						
	高 普	4泊5日以内 (120時間以内)	目的の達成と保護者の経済的負担とを十分に考慮した低廉で適正な額とする	在学中1回に限り、中・高学年において実施する	70%を下らない	北海道、本州、四国、九州	引率教員の数は、15～30人に対し教員1人を基準とする。ただし、引率責任者、及び保健責任者は別枠とする	航空機利用の条件 (1)航空機の利用について、あらかじめ参加生徒及び保護者同意を得ること (2)航空機利用に伴う緊急事態に対応できる方策をあらかじめ講じておくこと
	養護	小	小学校の実施基準に準ずる					
	中	中学校の実施基準に準ずる						
	高	高等学校の実施基準に準ずる						
千葉市	小 普	日帰り	保護者の負担が過重にならない範囲	1～6年	原則、全員参加	規定なし	30人につき1名、県外は校長又は教頭	障害児学級は普通学級に準ずる。障害の種類・程度に応じて特別配慮する。
	中 普	日帰り(1年) 2泊3日(3年)		1年・3年	〃			
	高 普	4泊5日以内		規定なし	80%以上			
	養護	小	日帰り	1～6年				
	中	2泊3日	〃	3年	原則、全員参加	〃	実態に応じて定める	障害の種類・程度に応じて特別配慮する。
	高	2泊3日	〃	3年				
横浜市	小 普	1泊2日	保護者の過重負担とならない範囲	第6学年	原則、90%以上	規定なし、校長会申合せ	学級数×1.5+2名(障害児学級は児童生徒の実態に応じて決める)	障害児学級は普通学級に準ずる。
	中 普	3泊4日以内		第3学年				
	高 全定	5泊6日以内		第3学年又は第2学年 第4学年又は第3学年				
	養護	小	1泊2日以内	〃	第6学年		小学校に準拠	
	中	3泊4日以内	〃	第3学年		中学校に準拠	生徒の実態に応じ定める	
	高	5泊6日以内	〃	第3学年又は第2学年		高等学校に準拠		

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
川崎市	小 普	1泊2日	17,200円	6年	原則として全員参加	日光	20人につき1人	障害児学級は、普通学級に同じ	
	中 普	2泊3日	63,000円	3年		京都・奈良			
	高 普	4泊5日	109,200円	在学中1回		北海道・九州・沖縄方面			
	養護	小	1泊2日	17,200円	6年	"	日光		
		中	2泊3日	63,000円	3年		京都・奈良		
		高	4泊5日	109,200円	在学中1回		北海道・九州・沖縄方面		
静岡市	小 普	1泊2日～3泊4日	基準なし	基準なし	基準なし	基準なし	1学級につき1名若しくは2名とし、これに養護教諭及び責任者を加える		
	中 普	1泊2日～3泊5日	"	"	"	"	"		
	高 普	規定なし	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減に努める	規定なし	規定なし	学科の特色や日常の学習活動との関連で、修学旅行のねらいが達成できる地域	責任者1名(校長・教頭又はそれに準ずる者)と1学級につき教員2名と養護教諭又はこれに準ずるもの	届出制	
名古屋市	小 普	1泊2日	26,700円	第6学年	原則、全員参加	京都、奈良、静岡、高山等	学級数+1名+校長+養護教諭	障害児学級の引率は、障害児学級担当教員(実情に応じてプラス)	
	中 普	2泊3日	54,100円	第3学年	"	関東、長野、大阪等	学級数あたりの教員数 1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名		
	高 普	2泊3日又は3泊4日	65,000円	第2学年 第4学年	"	中国、四国、長野方面	7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名 11学級18名		
	養護	小	1泊2日	26,700円	小学校に準ずる	"	関西、静岡方面	小学校3人につき1名、中学校・高校は4人につき1名、+校長+養護教諭	
		中	2泊3日	56,100円	中学校に準ずる				
高	"	"	"	高校に準ずる					
京都市	小 普	1泊2日 ... 20,000円以内 2泊3日以上 ... 21,500円以内 但し、「奥志摩みさきの家」以外の宿泊は1泊が限度		6年	原則として全員参加	規定なし	約30人につき引率1名	育成学級は、普通学級に準ずる	
	中 普	2泊3日... 50,500円以内 航空機利用の場合...53,000円以内 (特別試行)の場合60,000円以内		規定なし	"	"	"	"	
	高 普	2泊3日 ... 50,500円以内 航空機利用の場合...67,000円以内		規定なし	"	"	"	全日時は、約20人につき引率1名 定時制は、約15人につき引率1名	航空機利用は、一定の条件の下に認める。
		3泊4日 ... 70,500円以内 航空機利用の場合...80,000円以内							
	高 定	4泊5日 ... 89,000円以内							
養護	小	小学校に準拠							
	中	中学校に準拠							
	高	高等学校に準拠							
大阪市	小 普	36時間程度	15,000円程度	第6学年	原則として全員参加	近畿・中国地区内	学級数×1.5+2以内	障害児学級は普通学級に同じ	
	中 普	60時間以内(夜行便利用72時間以内)	保護者の過重な負担にならない範囲 50,000円程度とする	規定なし	"	東...関東、西...九州方面までを原則とする	"	"	
	高 普	4泊5日以内	72,000円程度	規定なし	"	規定なし	"	航空機利用...実施1年前までに届出	
	養護	小	小学校に準ずる						
		中	中学校に準ずる						
高		高等学校に準ずる							

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
堺市	小	規定なし	「堺市立学校(園)徴収金事務取扱要項」を制定し、修学旅行等の事務手続きについて保護者への説明責任を果たし、適正な事務処理及び校内体制を整備するよう指導							
	中									
	高									
神戸市	小	普	1泊2日以内	18,000円以内	6年	原則として全員参加	規定なし	学級数×1.5+2名	障害児学級は普通学級に準ずる。	
	中	普	72時間内(往復新幹線利用60時間以内)	52,000円以内	3年	〃	規定ではないが、関東・信州・中国・九州が多い	〃	〃	
	高	普	105時間内(バス利用110時間)	73,000円以内	規定なし	〃	規定なし	〃	夜行バス利用は避ける。	
	養護	小			6年	〃	規定なし	学級数×1.5+2名+(各校の実情により認めている)	小学校に準拠	
中				3年	関東・中国・九州が多い		中学校に準拠			
高				規定なし	規定なし		高等学校に準拠			
広島市	小	普	1泊2日以内	24,000円以内(消費税を含む)	最終学年	原則として全員参加	規定なし	23人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭		
	中	普	2泊3日以内	50,000円以内(消費税を含む)	最終学年	〃	〃			
	高	普	4泊5日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又は前学年	〃	〃		28人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭	
	養護	小		1泊2日以内	おおむね、小学校の場合をめやすとすること	最終学年	〃		〃	2人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭
		中		2泊3日以内	おおむね、中学校の場合をめやすとすること	最終学年				
高		4泊5日以内	おおむね、高等学校の場合をめやすとすること	最終学年又は前学年	〃					
北九州市	小	普	1泊2日	大分・熊本方面21,587円以内 長崎方面22,643円以内	第6学年	原則として全員参加	大分・熊本・吉野ヶ里・山口方面・長崎方面	(普通学級+養護学級)×1.8 3人を下回らない	障害児学級は普通学級に同じ	
	中	普	2泊3日	52,463円以内	第3学年	〃	関西方面	(普通学級+養護学級)×1.5		
	高	普	5泊6日	79,000円以内 県立高校に準ずる	第2学年	原則として8割以上	関東・中部・中国	〃		
	養護	小		1泊2日	小学校に準拠					
		中		2泊3日	中学校に準拠					
高		2泊3日	中等学校に準拠							
福岡市	小	普	1泊2日以内	20,000円以内	6年	全員参加	長崎、雲仙、萩	学級数×1.5+2	障がい児学級は普通学級に同じ	
	中	普	2泊3日以内	47,000円以内	2年		関西、中国(スキー)			
	高	普	5泊6日以内	77,000円を標準とする	原則2年	80%	信州、関東、北海道	学級数×1.5+1	・航空機利用は事前に教育委員会に報告 ・航空機利用の場合は1日短縮	
	養護	小		1泊2日以内	20,000円以内	6年	全員参加	長崎、雲仙、別府、阿蘇	学級数×2.0	
		中		3泊4日以内	47,000円以内	3年又は2年		九州内		
高		5泊6日以内	79,000円以内	3年		関東		航空機利用の場合は1日短縮		